

子育て

小児インフルエンザ
予防接種に助成

●接種期間／10月1日（水）～令和8年（2026年）1月31日（土）

●対象者／予防接種日時点で有田川町に住民登録されている方で、令和8年（2026年）1月31日時点で生後1歳以上であり、令和8年（2026年）3月31日（今年度末）時点で16歳未満の子ども

●助成回数

・今年度末に13歳未満の子ども／1人に対し2回まで

・今年度末に13歳以上16歳未満の子ども／1人に対し1回まで

●助成額／1回当たり3700円を上限度とします。

※接種費用が上限額を下回る場合は、その額を助成額とします。

●助成を受けるには

9月下旬に町から対象者に案内を郵送しています。予防接種実施機関に予約し、町が発行した書類（助成券など）をお持ちになって接種を受けてください。

※転入などの関係で案内が届いていない場合はご相談ください。

問 健康推進課（金屋庁舎）・清水行
政局住民福祉室

「ひとり親家庭医療費受給
資格証」の更新手続き

現在お持ちの「ひとり親家庭医療費受給資格証」の有効期間は10月31日（金）までです。手続きに該当される方には申請書を郵送します。次のものをご持参の上、更新手続きにお越しください。

●更新手続きに必要なもの

①申請書
②対象者全員の加入している健康保険が確認できるもの（資格確認書・資格情報のお知らせなど）

③現在お持ちの受給資格証

④本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）

⑤同意書（必要となる方には郵送します）

⑥同意書の提出が必要な方はマイナンバーが分かるもの

●受給要件／母子家庭の母と子、父子家庭の父と子、または父母のいない子など

●受給内容／子が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで保険診療の自己負担分を助成する制度
※受給要件に該当すると思われる方で、現在受給されていない方はお問い合わせください。

問 住民課（吉備庁舎）

保険

保険証の有効期限が来ます

現在お使いの国民健康保険被保険者証（または資格確認書）の有効期限は12月1日（月）です。

12月2日（火）以降、医療機関を受診される際は、マイナ保険証を持っていない方はマイナ保険証を持っていない方は資格確認書を従来の健康保険証と同様にご利用いただくこととなります。

新しい資格確認書または資格情報のお知らせは、11月中旬から順次、簡易書留郵便および普通郵便でお届けします。

※国民健康保険税の滞納がある方で、滞納の状況によっては資格確認書（特別療養費）などが交付されません。特別療養費の支給対象となった場合、いったん医療機関で費用の全額をお支払いいただかなければならないことがあります。滞納のままにせず、速やかに納めていただくか、納付相談をしていただくようお願いいたします。

●要配慮の方の資格確認書の交付

マイナ保険証を保有しているものの利用が難しい施設利用者、在宅の高齢者や障害のある方は、申請していただくことで資格確認書が交付さ

れます。

問 住民課（吉備庁舎）

医療

後期高齢者医療制度
障害認定

一定以上の障害のある65歳以上74歳以下の方は、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

●一定以上の障害とは

①国民年金法などにおける障害年金1級および2級
②身体障害者手帳1・2・3級および4級の次の障害
・音声・言語障害

・両下肢の全ての指を欠くもの

・1下肢の下肢の2分の1以上を欠くもの

・1下肢の機能の著しい障害 など

③精神障害者保健福祉手帳1級および2級

④療育手帳A1およびA2

●申請先／住民課（吉備庁舎）・やすらぎ福祉課（金屋庁舎）・清水
行政局住民福祉室

問 住民課（吉備庁舎）